

矯正施設見学会 開催要項

1 目的

刑務所などの矯正施設入所者の中には、福祉の支援を必要とする高齢者又は障害者が数多くいることが広く知られるようになってきました。しかしながら、矯正施設入所者とはどのような人で、施設内でどのような生活をしているのか、私たちが矯正施設内の実情を知ることは容易ではありません。

この見学会では、こうした矯正施設入所者を取り巻く環境や処遇を知るとともに、矯正施設を実際に見学し、福祉の支援を必要とする高齢者又は障害者への福祉支援施策についての理解を深めることを目的に実施します。

2 主催 社会福祉法人山口県社会福祉協議会

3 共催 岩国刑務所、山口保護観察所 予定

4 見学場所・日時

場所：岩国刑務所（〒741-0061 岩国市錦見6丁目11番29号）

日時：令和6年11月14日（木） 午後1時30分から午後4時まで

5 定員 20人

6 参加対象

山口県内で社会福祉に携わる者であり、現に矯正施設退所者の支援を行っている者、若しくは今後矯正施設退所者の支援を行う可能性のある者

7 内容（予定）

時間		内容
13:00	受付	JR 西岩国駅前
13:15	集合・移動	全員で岩国刑務所へ移動
13:30	開会・挨拶	主催者挨拶
13:35	施設概要説明	矯正施設より説明
	施設見学	施設見学
14:40	休憩	
14:50	事業説明①矯正施設	「罪を犯した高齢者・障害者の現状と福祉関係者に期待すること」と題して説明
	②保護観察所	
	③定着支援センター	
15:50	質疑応答・意見交換	施設見学を通しての質疑応答及び意見交換
16:00	閉会・アンケート記入	
	移動・解散	

※感染症の拡大や矯正施設内の状況により中止とする場合があります。

※内容については、一部変更になる場合があります。

8 参加費 無 料

9 参加申込み及び欠席連絡

- (1) 下記 URL もしくは QR コードから申込みフォームを開き、必要事項を入力の上、お申込みください。 締切：令和6年9月25日（水）

URL : <https://forms.office.com/r/dUP4Cs4kzv>

QR コード：申込フォーム



- (2) 参加の可否については、令和6年10月16日（水）までにメールにより通知します。
- (3) 申込み多数の場合は、1事業所より1名とさせていただくことがあります。
予め御了承のうえ、申込者の優先順位をつけてお申込みください。
- (4) 参加決定後に欠席される場合は、速やかに御連絡をお願いします。

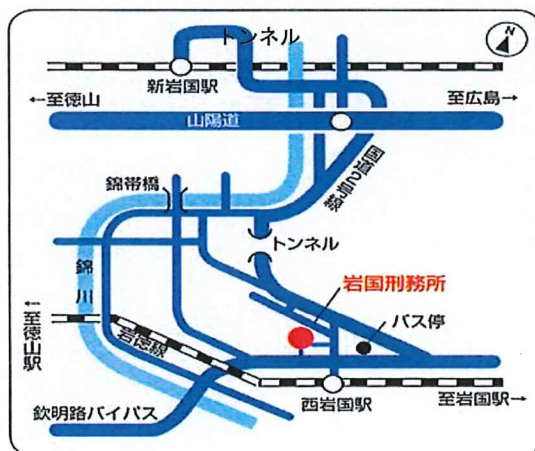
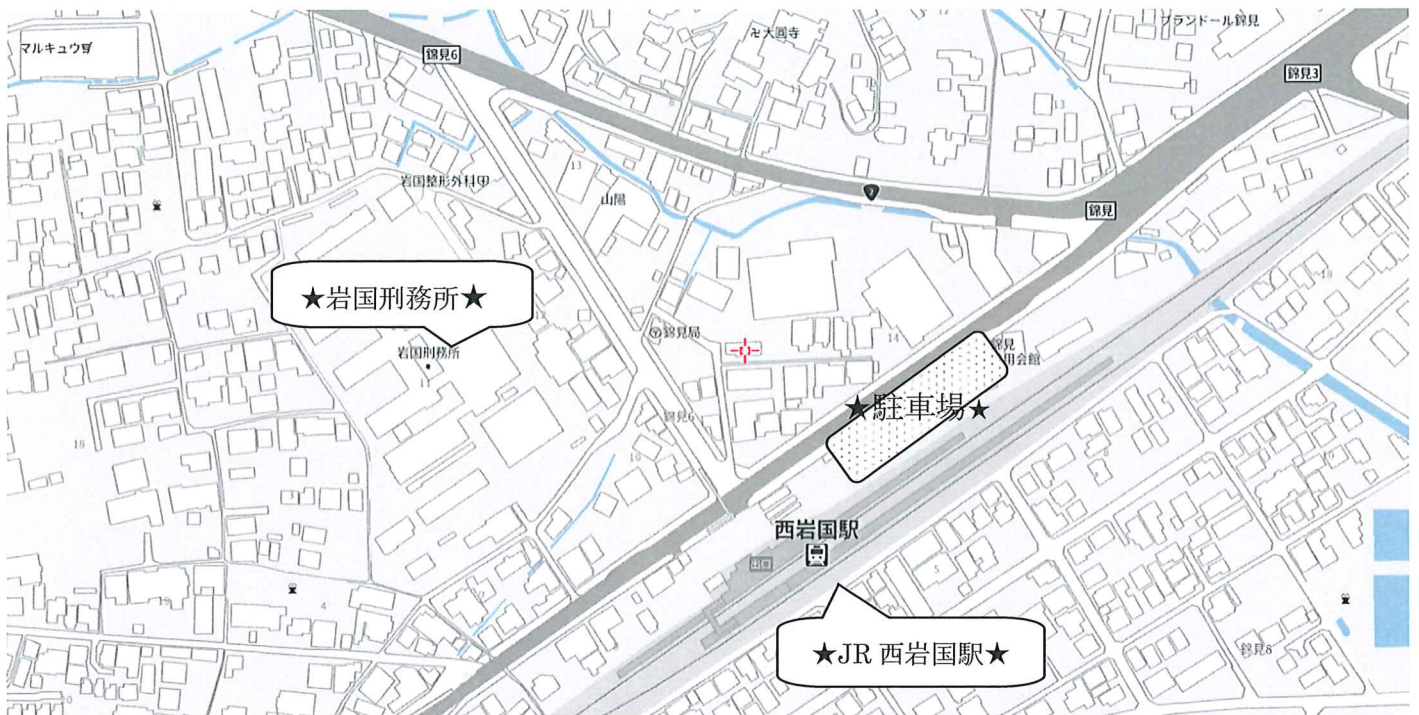
10 集合場所・時間について（【注意事項】をよくご確認の上、申込みください。）

- (1) 集合場所：JR 岩徳線 西岩国駅前
(2) 受付・集合時間：午後1時00分～1時15分

【注意事項】

- ※1 集合時間を過ぎた場合は、本見学会に参加できませんので、必ず、時間厳守をお願いします。
- ※2 矯正施設の駐車場には駐車できません。公共交通機関（最寄駅：JR 岩徳線 西岩国駅）をご利用いただくか、西岩国駅前駐車場（駅舎横の広場）に駐車していただきますようお願いいたします（広場には12時40分～16時30分まで無料で駐車可能。20台限定）。
- ※3 駐車場入口についてはスタッフが誘導いたします。

【地図】



11 注意点

- (1) 見学当日、体調がすぐれない方は、参加を御遠慮ください。
- (2) 見学時、写真撮影、携帯電話等の使用禁止物（タバコ、ライター等）の持込みはできませんので御了承ください。
- (3) 刑務所内での行動については、刑務所職員の指示に従ってください。
- (4) 刑務所内はトイレの場所が限られますので、できるだけ集合前にトイレをお済ませください。

12 個人情報の取扱い

申込みの際に取得した情報は、矯正施設に提供する他、本事業の運営（参加者への連絡等）に必要な範囲内で使用させていただきます。

13 その他

<岩国刑務所の紹介>

【施設の概要】

設置：1872（明治5）年「岩国監倉」設置

1922（大正11）年「岩国少年刑務所」発足（監獄官制の改正）

1989（平成元）年「岩国刑務所」（女子刑務所）として改組

収容定員：357名（女子）

【施設の特徴】

○中国地方唯一の女子刑務所です。

○地域の医療、福祉等の専門家と連携し、女子受刑者特有の問題に着目した処遇が実施されています。

<<受刑者の特性に応じた改善指導>>

- 再犯防止推進計画に基づく当初の地域連携事業として、高齢受刑者に対し、出所後の「居場所」と「出番」の確保のために必要な対人関係スキル、知識及び実践的技能を習得させることにより、出所後の円滑な社会生活につなげるための「地域定着講座」が実施されています。
- 高齢（出所時におおむね60歳以上となることが見込まれる受刑者をいう。以下同じ。）又は障害を有する等の理由により円滑な社会復帰が困難と認められる受刑者に対し、基本的な生活能力、社会福祉制度に関する知識その他の社会適応に必要な基礎的な知識及び能力を身に付けさせるとともに、出所後、必要に応じて福祉的な支援を受けながら、地域社会の一員として健全な社会生活を送るための動機付けを高めさせる「社会復帰準備指導」が実施されています。

14 申込み・問い合わせ先

社会福祉法人 山口県社会福祉協議会

生活支援部 生活支援班

地域生活定着促進事業担当 伊藤、大田

〒753-0072 山口市大手町9番6号

TEL：083-924-2818

FAX：083-922-1295

E-mail：teichaku@yg-you-i-net.or.jp